

5月15日～21日

総合治水推進週間



流す・貯める・しみ込ませる・安全に避難する
大雨から守ろう大切な町

●進む開発と

高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させたりする機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入ってくるようになったために、洪水の危険性が増しています。また、河川に入りきれない雨水により、低い土地での浸水被害の危険性も増しています。

このため、山林や田畑を適正に保全していくことや雨水を貯めたり地下にしみ込ませたりする雨水貯留浸透施設の設置が、河川や下水道などの整備と合わせて非常に重要です。

地域の皆さんへのお願い



新たに下水道に接続する時は、家庭の浄化槽を雨水貯留浸透施設へ転用しましょう。



田や畑には雨水を貯めて浸水被害を抑える働きがあるので積極的に保全していきましょう。

●ビジュアルボードフェア

総合治水を皆さんに理解していただくために、図や写真を用いてパネル展示を行います。

- ・とき 7月22日(金)～28日(木) 午前9時～午後6時
- ・ところ 中央図書館

●問い合わせ

- ・土木課 内線 275
- ・新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ
☎ <http://www.sougo-chisui.jp/>

5/5～11 児童福祉週間

平成28年度「児童福祉週間」標語最優秀作品
「その笑顔 未来を照らす 道しるべ」

子どもたちが健やかに育つには、家庭や地域で豊かな愛情に包まれながら夢と希望をもって、個性豊かにたくましく育つ社会をつくることが重要です。子どもたちがそれぞれの意志で新しい未来を築いていく取り組みを進めていくこと、そして、それを応援する環境を整備することも求められています。

昭和22年から、毎年5月5日「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及、啓発に取り組んでいます。

親が安心して子どもを産み、子育てに喜びや楽しみを感じられ、子どもが親や地域の愛情を感じてのびやかに育つまちを目指します。

- 問い合わせ 児童課 内線 144

許すな！児童虐待

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害します。通報対象が「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」まで拡大されています。虐待を受けていると思われる子どもを見かけたら、すぐに通報をお願いします。

●通報・問い合わせ

- ・児童相談所全国共通ダイヤル
☎ 189(いちはやく)
- ・児童課 内線 145
- ・知多児童相談センター
☎ 0569-22-3939

